

令和2年度第3回富田林市都市計画審議会 議事要旨

令和3年3月29日開催

報告（富田林市決定）

・報告1 市街化調整区域における地区計画提案の相談について

平成25年2月12日に都市計画決定された、「南部大阪都市計画大阪狭山市東菜黄木・富田林市伏山地区地区計画」について、計画の変更について相談がありました。変更内容は、約0.3haの区域拡大と、平成28年に都市計画道路が廃止されたことにより土地利用を変更するもの。以上について報告しました。

報告（富田林市決定）

・報告2 立地適正化計画について

立地適正化計画とは、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランで、市町村マスタープランの高度化版とされています。その立地適正化計画を令和3年度から2ヶ年かけて作成することについて報告しました。